

令和 2 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 2 年 1 0 月 1 2 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	瀬戸 美一 君
2 番	大沼 正明 君
3 番	織田 嘉和 君
4 番	水口 剛文 君
5 番	飯田 安雄 君
6 番	佐藤 寛文 君
7 番	川原 章寛 君
8 番	中村 仁 君
10 番	長塚 和巳 君
11 番	大石一太郎 君
12 番	横山 博一 君
13 番	鈴木 健一 君
14 番	長澤 務 君
15 番	加藤 常夫 君
16 番	秋山 治美 君
17 番	岩崎 高雄 君
18 番	佐野 俊光 君
19 番	石井 真人 君
20 番	佐野 淳祥 君
21 番	土屋 俊博 君
22 番	弓場 重明 君
23 番	石渡 光一 君
24 番	松田 吉嗣 君

欠席議員

9 番	堀江 和雄 君
-----	---------

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	長谷川博康 君

事務局出席者

小林 悟 君
勝又 慶貴 君
大川 秀平 君
関口 智也 君

令和2年10月12日（月）

午後2時59分 開議

議 事 日 程

日程第 1	会期の決定	3
日程第 2	会議録署名議員の指名	3
日程第 3	報第 1 号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 繰越明許費繰越計算書の報告について	3
日程第 4	認第 1 号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 歳入歳出決算認定について	4
日程第 5	議第 3 号 令和 2 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 補正予算案（第 1 号）	1 2
日程第 6	議第 4 号 土地売却について	1 3
日程第 7	議第 5 号 土地売却について	1 3

(午後 2 時 5 9 分 開会)

○議長(石渡光一君)今日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 1 0 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、9 番 堀江和雄君より欠席する旨の通告がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

△日程第 1 会期の決定

○議長(石渡光一君)日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長(石渡光一君)次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 0 8 条の規定により、議長において 1 3 番 鈴木健一君、1 4 番 長澤務君の両名を指名いたします。

△日程第 3 報第 1 号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(石渡光一君)次に、日程第 3 報第 1 号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を行います。

本件について、当局から報告を願います。

〔副管理者 長谷川博康君登壇〕

◎副管理者(長谷川博康君)ただいま上程になりました、報第1号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告申し上げます。

組合議会2月定例会において繰越しをお認めいただいた災害復旧に係る農林道事業負担金339万9,000円について、実際に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

繰越した理由は、三島市及び函南町が実施する林道等の災害復旧工事のうち、6箇所については国庫補助を受けることにより、年度内における事業完了が見込めなかったことにありました。この工事については、三島市は既に完了し、函南町は年内に完了する見込みであると聞いております。今後、正式な手続きを経て、負担金の支払いをさせていただきます。

なお、今回の繰越明許費の対象ではありませんが、去年の台風19号により、大きな被災を受けた芦ノ湖高原別荘地南側斜面区域につきまして、引き続き、県営治山事業による対応について、三島市とともにお願いをしております。

また、芦ノ湖高原別荘地内の被災状況についても、報告・相談を受けておりますので、組合に何ができるのかにつきましても、併せて検討してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長(石渡光一君)以上で当局からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

△日程第4 認第1号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計
歳入歳出決算認定について

○議長(石渡光一君)次に、日程第4 認第1号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 長谷川博康君登壇〕

◎副管理者(長谷川博康君)ただいま、上程になりました、認第1号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、提案の要旨を申し上げ

げます。

はじめに、歳入の概要を御説明いたします。お手元の決算書、1 ページ、2 ページをお開きください。一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算現額 7, 9 0 1 万 6, 0 0 0 円に対し、収入済額は 7, 8 5 2 万 7 2 3 円で、4 9 万 5, 2 7 7 円、0. 6 % の不足となりました。不足となった理由は、2 款 財産収入、1 項 財産運用収入において、1 節 貸地料の法人 1 7 団体のうち、1 団体一般財団法人中小企業レクリエーションセンターについて、台風 1 9 号による県道崩落等に伴う交通アクセス難をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、営業売上が激減し、国等へのあらゆる支援制度についての活用を準備しているなど資金繰りが厳しい旨の申し入れがなされたことに伴い、一部延納を認めたことによるものです。

次に、歳出の概要をご説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。下から 2 番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額 7, 9 0 1 万 6, 0 0 0 円に対し、支出済額は、6, 9 6 9 万 4 9 6 円で、翌年度繰越額は 3 3 9 万 9, 0 0 0 円、不用額は 5 9 2 万 6, 5 0 4 円となりました。執行率は 8 8. 2 % でした。

なお、翌年度繰越金 3 3 9 万 9, 0 0 0 円は、三島市及び函南町に対する農林道事業負担金で、三島市及び函南町が実施する林道等の災害復旧工事のうち、国庫補助を受け施工するものについて、災害規模も大きく年度内における事業完了が見込めないことから繰越明許としたものです。この結果、一番下の欄に記載してありますとおり、繰越明許も含め、歳入歳出差引残額は、8 8 3 万 2 2 7 円となり、令和 2 年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細について御説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。1 款 使用料及び手数料の収入済額 6 7 9 万 9, 9 8 5 円のうち、1 項 1 目 使用料、1 節 電柱敷使用料 2 1 8 万 5, 5 0 0 円は、東京電力関係が 8 4 6 本、N T T 関係が 6 1 1 本の使用料です。2 節 その他使用料 4 6 1 万 4, 3 8 5 円の主なものは、国道 1 号笹原山中バイパス工事や東京電力の鉄塔建替え工事等に伴う土地一時使用料と、既にガス管が埋設され土地を占有させている熱海瓦斯株式会社からの土地占用料などです。次に、2 款 財産収入の収入済額 6, 5 2 3 万 3, 6 3 6 円のうち、1 項 財産運用収入、1 目 財産貸付収入、1 節 貸地料 3, 8 1 3 万 3, 5 3 4 円は、株式会社芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書 4 ページから 5 ページにかけて

記載してあるとおりでございますが、予算額 3, 915 万 8, 000 円に対し、法人 1 団体の賃地料の一部について延納を認めたことにより、収入済額 3, 813 万 3, 534 円となったことが、不足となった主な理由であります。次の行の 2 目 利子及び配当金、1 節 預金利子 166 万 18 円は、積立金 7 億 9, 600 万円の運用利子です。次の行の 3 目 森林収入、1 節 造林木売却収入 689 万 1, 834 円の内、直轄林 198 万 3, 013 円については、株式会社森ラボが三島直轄林において森林経営計画に基づき間伐等を実施したことによる造林木売却収入です。分収造林 490 万 8, 821 円については、スルガフォレスト株式会社が函南町地籍内の分収林において森林経営計画に基づき間伐等を実施したことによる造林木売却収入です。

次に 2 項 1 目 1 節 補償料収入 1, 854 万 8, 250 円は、J R 東日本や東京電力 P G からの送電線下補償料、株式会社芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料、J R 東日本関係の鉄塔工事等に係る支障木伐採補償料です。7 ページ、8 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目 1 節 繰越金の収入済額は 613 万 9, 495 円でした。次に、4 款 諸収入の収入済額 34 万 7, 607 円のうち、2 項 1 目 雑入、1 節 その他雑入 34 万 6, 778 円の主なものは、分収林 16.78 h a について、5 年間の森林保険に再加入するにあたり、森林保険料の 70 % 分を分収林管理団体に納入いただいた森林保険料の地元負担金です。

次に、歳出の詳細について御説明いたします。9 ページ、10 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 議会費 345 万 8, 036 円は、組合議会の運営に要した経費で主なものは報酬ですが、このほかとして、令和元年 11 月 12 日に実施いたしました伊豆森林管理署での研修経費も含まれております。次に、11 ページ、12 ページをお開きください。2 款 総務費 3, 041 万 1, 062 円のうち、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費 3, 030 万 7, 562 円は、特別職 2 名と一般職 3 名の人件費と組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしましては、14 節 使用料及び賃借料 107 万 9, 273 円ですが、これは、組合事務所の賃借料や組合公用車の駐車料及び地籍調査における成果図面などを管理するための地籍調査システムの賃借料などです。次の 2 項 1 目 監査委員費 10 万 3, 500 円は、監査事務に要した経費です。次に、13 ページ、14 ページをお開きください。3 款 財産費 3, 582 万 1, 398 円のうち、1 項 財産費、1 目 管理費 3, 092 万 1, 398 円の主なものを御説明いたします。なお、詳細につきましては、業務報告書 6 ページから 11 ページ

にかけて記載してございますので、併せて御覧いただければと思います。それでは14ページの右側の備考欄を御覧ください。財産管理事業2,698万8,461円のうち、10行目の森林保険料57万3,949円は、業務報告書の6ページにも記載してございますが、森林の罹災に対応するために、山中新田区ほか10団体の分収林16.78haと直轄林3.05haの計19.83haの森林について、5年間の森林保険に再加入したものでございます。次の行の財産管理台帳補正調査業務委託料389万800円は、函南町地籍における組合管理地の地籍調査未調査区域の管理地全体の図面情報等を集約し、一元的な財産管理を図ることを目的に、既設点の検証に係る現地踏査や境界確認などの業務を委託したものです。2行において次の機械器具費103万60円は、山林火災防止対策用として、三島市消防団に貸与するため、発電機2台とバルーン型投光器2台を購入したものと、組合管理地の森林の現況調査やパトロール用としてドローンを購入したものです。1行において次の農林道事業負担金810万4,272円は、林道諏訪ノ台線の路面修繕など、三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は業務報告書の7ページに記載してございますが、令和元年度につきましては、通常の整備・管理のほか、昨年10月12日の豪雨を伴う台風19号により被災した箇所災害復旧に係る事業費の一部を負担したことから、例年よりも大きい支出額となりました。3行において下の地籍調査事業負担金70万8,800円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき、事業費の一部5%分を負担したものでございます。3行において次の送電線下補償料地元交付金459万6,750円は、J R 東日本及び東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の8ページ下段に記載してあるとおりでございます。次の行の水利採草補償料40万2,000円は、株式会社芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したものです。次の行の積立金650万円は、組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は、8億250万円となりました。次の貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金18万9,060円は、一般貸付地の管理団体4団体を実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して、同じく次の分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金41万807円は、分収造林地の管理団体11団体を実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に

対し、5万円を限度に事業費の2分の1を補助したものです。いずれも業務報告書の9ページから10ページ上段にかけて記載してあるとおりでございます。次の行の直轄地管理事業333万3,070円のうち、1行において次の直轄林管理事業委託料294万7,102円は、三島直轄林や函南直轄林をはじめとした組合直轄林の防火線や経路の下刈りなど、管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書10ページ下段に記載してあるとおりでございます。次に、15ページ、16ページをお開きください。16ページ右側の備考欄、上から3行目の機械器具費20万6,496円は、直轄地の適切な管理を図るため、管理地内に不注意に立ち入る二輪車等の通行の抑止や、イノシシやシカなどの実態等、状況を把握するため、自動撮影カメラ4台を購入したものです。次に、2目森林費490万円について御説明いたします。16ページ右側、備考欄を御覧ください。1番上の行、森づくり事業が490万円で2目森林費は、森づくり事業のみ単独の構成となっております。森づくり事業は、平成25年8月に組合議会の特別委員会により策定された三島直轄林整備事業計画に沿って進めている事業でございます。詳細は業務報告書11ページから12ページにかけて記載してございますので、併せて御覧いただきたいと存じます。決算書16ページ右側の備考欄、森づくり事業の中の一番上の行、広葉樹林化区域保全整備業務委託料124万円は、学びの森や景観創造の森などの利用目的別に笹刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの設置などの保全整備について委託したものです。次の行の広葉樹林化区域間伐業務委託料49万円は、社会貢献の森の広葉樹林化に向け、当初作業路の開設や間伐等を委託したのですが、台風19号の被災を受けて現場への立ち入りが困難になったため、一部委託内容を変更しました。次の行の混交林化区域保全整備業務委託料27万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など保全整備について委託したものです。次の行の長伐期林化区域間伐業務委託料75万円は、研修の森について、残存木の処理も含め、1haの間伐等を委託したものです。次の行の三島フォレストクラブ事業補助金50万円は、森林の植生調査や保全活動と箱根西麓森林塾の開講・運営に対し補助したものです。次の行の箱根接待茶屋の森事業補助金165万円は、箱根接待茶屋の森約10haの森づくり活動及び森林環境教育イベントとして、年3回実施した森の楽校の開講・運営に対し補助したものです。

以上で説明を終わります。なお、詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと存じます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君)次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔監査委員 佐野俊光君登壇〕

○監査委員(佐野俊光君)ただいま上程になりました、認第1号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表して御報告申し上げます。

審査に付されました、令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸係数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和元年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことを、御報告申し上げます。なお審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載してありますので省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(石渡光一君) 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

○11番(大石一太郎君)3点について伺います。最初は歳入歳出決算ですが、決算書の歳入のうち2款 財産収入、1項 財産運用収入、3目 森林収入のうち直轄林、分収造林の造林木売却収入が当初予算、また昨年度実績に対して大幅に増えており、間伐材が有効利用されていることは箱根山組合の担当者の皆さんの努力であると評価しております。売却先、柱とか床とか杭とかその利用方法、また今後の売却の見通しについて伺いたいと思います。次に、荒廃の進む森林の再生整備を進めるため、平成18年から森林(もり)づくり県民税が導入、施行され、山林火災の防止や水源涵養を目的とした間伐等を行う森の力再生事業をスタートいたしました。個人は年間400円、法人は法人県民税均等割税率に5%上乘せし、年間1,000円から4万円が徴収され、県では年間10億円の税收効果を見ています。この資金を活用し、市町と連携して森の力再生事業の実施をされているのか考えを伺います。また、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、喫緊の課題とされる森林の荒廃を防止、森の環境保全を図るため、森林環境譲与税については令和元年度から譲与が開始されました。一方の森林環境税は、京都議定書に基づき温室効果ガス排出削減に向け、森林経営管理計画に基づき間伐等を推進するため、令和

6年度から課税されることになっております。昨年開始された森林環境譲与税、間伐、人材育成と担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発と広範囲に活用ができ、私有林人工林の面積、人口等の客観的基準で按分、譲与されることになっていますが、市町と協議し活用されているのか併せて伺います。

◎副管理者(長谷川博康君) お答えいたします。3点程ご質問いただきました。木材の売却収入ですが、これにつきましては、これまでは臨時的な収入として補正予算等で対応してきた経過がございますが、令和2年度から当初予算にできるだけ計上するように努めようということから、実際の事業者から聴取を行ったうえで予算付けをさせていただきました。今回、少し大きい金額が載っておりますが、2社からの売却収入でございます、一つは株式会社森ラボというところですが、もう一つはスルガフォレストという事業所です。森ラボにつきましては、経営計画の合意にあたって、当初、こちらが作りました計画に基づいて、経営計画制度を積極的に活用していこうという所から始めて、最初、スタートの時からお願いしたのですが、まず経営計画制度は5年間で行っていくことがありましたので、5年間はもしかすると組合の持ち出しがあるかもしれないということがあり、森ラボにつきましては5年間の清算を今回受けたということで、少し金額が大きくなった経緯がございます。もう一つ、スルガフォレストにつきましては、こちらは当初の聴き取りを行った当初予算より成果が少し大きくできましたことから歳入が上がったという結果がございます。使われ方につきましては、売却の先までは関知をしておりません。国の制度を利用しておりますので、県の補助金等も申請して補助金などを受けた中での売却との差額の実際の売り上げがあった部分について、分収林については3割程度の組合への納入と直轄林については10割納入ということでやっておりますので、売却先については把握しておりませんが、また聴いたうえでご報告させていただきたいと思います。2点目の県の森の力再生事業についてですが、こちらにつきましても、また制度の継続を前提に色々な話し合いをされていると広報されておりますが、三島市の中でも、特に県のこの制度が使える場所がかなり厳しいものがございます、すぐに行けるような所ではなくて相当困っているような所で尚且つ保安林等ではない所ですので、比較的三島市の中でもなかなか活用しにくいという面がありますが、三島市では農政課が主体となっていますので、農政課と県とで相談しながら、また事業者からの相談を受けながら箱根山組合地の中にもし該当があった場合について、そちらについての利用者の方

の同意を得るようなところで協力している現状でございます。それから新制度が４月から導入されて、三島市との連携の関係なのですが、当初この制度が導入される以前から三島市と協議を進めておりまして、組合地については組合の管理地にあつて分収林等もありますので、ある程度組合が管理していく中でこの制度が使えるのかどうか協議してまいりました。その中で組合地の中でも個人への貸付地と分収林として団体への貸付地の２種類に分かれるのですが、個人への貸付地につきましては、組合が貸していたとしても管理が難しいという場所についてはある程度この制度が使えるということで、三島市においては集積計画を主に作っていただいているところでございます。分収林につきましても優先順位が低くなりますが、活用できないわけではないということで、三島市におきましては、組合地の中の意向調査をしたうえで、その中で三島市が責任をもって間伐をしていく場所とあとは経営計画の制度を使いながら面的に制度できる場所を区別してゾーン分けしていきながら、新しい三島市における森林整備計画に位置付けていこうということで協議を進めながら、この事業の制度に対応していこうというところでございます。

- １ １ 番(大石一太郎君)間伐材については、売却の見通しを含めてできれば聞き込み、活用していただけるように努力していただきたいと思います。また、一方で、異常気象とか気候変動で、熱波により、アメリカのカリフォルニア州、そして、オーストラリア、ブラジルのアマゾン川流域、山林火災が森林だけでなく家屋や多くの住民を奪い自然の生態系を変えています。日本でも気温の上昇が毎年更新され、一方では集中豪雨や台風による被害が発生しています。京都議定書やパリ協定書を尊重し、地球温暖化の防止、温室効果ガスの排出削減等に向けた取組みは非常に重要であります。平成３０年成立の森林経営管理法を踏まえ、今後、森林の計画的な経営管理の充実と山林の環境保全、水源涵養に向けた取組みの変化も考えられます。この方針について考えがあれば伺いしたいと思います。森林（もり）づくり県民税、森林環境譲与税は翌年度の森林環境税につながる重要な施策であり、積極的に制度活用していくと思います。この点についても、再度見解を伺います。

- ◎副管理者(長谷川博康君) 先ほど少し御説明させていただきましたが、三島市において、森林整備計画という計画の中の三島市の森林区域の中に箱根山区域の森林も入っていて、三島市との連携を欠かすことはできません。このことから、三島市との連携をさらに深めつつ、さらに有効的な効果の高い森林整備に組合

の土地も加えてやっていただけるように協力していきたいと思います。

○11番(大石一太郎君)制度活用については難しいことは分かりますけど、極力市町と協議しながら、予算編成にあたり、国県の制度利用をしっかりと行っていたらいいと思います。

○議長(石渡光一君)ほかに質疑ございませんか。なければ本件についての質疑を打ち切ります。これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ討論を終わり、これより認第1号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(石渡光一君)挙手全員と認めます。

よって認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第5 議第3号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案(第1号)について

○議長(石渡光一君)次に、日程第5 議第3号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 長谷川博康君登壇〕

◎副管理者(長谷川博康君) ただいま、上程になりました議第3号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に299万8,000円を増額追加し、予算の総額を7,994万8,000円にしようとするものであります。

はじめに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案6ページ、7ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 森林収入、1節 造林木売却収入150万円は、函南町地籍内の分収造林の森林経営計画に基づき実施された33.65haの間伐等により生じた収入のうち、分収割合である3割相当額の増額分について、追加するものであります。8ページ、9ページをお開きください。2款 財産収入、2項1目1節 補償料収入22万

3,000円は、JR東日本の送電線路と植栽木との離隔距離を確保するための伐採に伴うものなど、支障木伐採補償料を追加するものであります。10ページ、11ページをお開きください。2款 財産収入、3項1目1節 土地売却収入84万4,000円は、このあとの議第4号議案、議第5号議案で御審議のお願いを予定しております、主要地方道熱海箱根峠線災害復旧工事用地及び箱根南西麓地区農道工事用地として、静岡県に土地を売却するにあたり計上するものであります。12ページ、13ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しましたので、43万1,000円を追加するものであります。

次に、歳出の御説明をいたしますので、14ページ、15ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費の財産管理事業を290万円追加するものですが、これは、組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するために24節 積立金を290万円追加するものであります。16ページ、17ページをお開きください。4款1項1目 予備費は9万8,000円を追加するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君) 以上で当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君) なければ本件についての質疑を打ち切ります。これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君) なければ討論を終わり、これより議第3号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案(第1号)について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(石渡光一君) 挙手全員と認めます。

よって議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議第4号 土地売却について

△日程第7 議第5号 土地売却について

○議長(石渡光一君)次に、日程第6 議第4号及び日程第7 議第5号土地売却についてを一括議題といたします。

2件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 長谷川博康君登壇〕

◎副管理者(長谷川博康君) ただいま、上程になりました議第4号及び議第5号のいずれも土地売却についての2件につきまして、提案の要旨を申し上げます。

まず、議第4号についてであります。これは、昨年10月の台風19号の影響によって函南町桑原地先の主要地方道熱海箱根峠線の一部が崩落いたしました。この復旧工事の事業用地として、組合所有地、函南町桑原字盗人厩1385番1の内ほか1筆の山林、239.42㎡を1㎡あたり650円、総額155,622円で静岡県に売却しようとするものであります。すでに、借地人からは、復旧工事に対する理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。なお、お手元に参考資料として、土地売買契約書(案)のほか、事業概要及び理由書、位置図、座標値の入った用地平面図、公図写及び用地実測図を添付させていただきました。

次に、議第5号についてであります。これは、静岡県が行う、三島市字井戸尻地先での畑地帯総合整備(担い手支援)箱根南西麓地区農道1工事に伴い、農道拡幅改良工事の事業用地として、組合所有地、三島市字井戸尻4706番1の内ほか3筆の現況地目、山林425.47㎡を1㎡あたり1,620円、総額689,260円で静岡県に売却しようとするものであります。すでに、借地人からは農道拡幅改良工事に対する理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。なお、お手元に参考資料として、土地売買契約書(案)のほか、事業概要及び理由書、位置図、用地平面図、公図写、用地実測図及び求積表を添付させていただきました。

以上2件、宜しく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君) 以上で当局からの説明が終わりましたので、これより議第4号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ議第4号についての質疑を打ち切り、これより議第5号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ質疑を打ち切り、これより議第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ討論を終わり、これより議第４号 土地売却について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(石渡光一君)挙手全員と認めます。

よって議第４号は原案どおり可決することに決定いたしました。

つづいて、議第５号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ討論を終わり、これより議第５号 土地売却について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(石渡光一君)挙手全員と認めます。

よって議第５号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)議会閉会にあたり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

１０月定例会におきましては、令和元年度の組合会計の決算認定をはじめとした４件の議案につきまして、慎重なる審議、御承認を賜り、誠にありがとうございました。

令和元年度、社会の大きな変革の中で迎えた、新たな時代に希望を託し、将来の夢の実現に向けて動き出しました。そのような中、ちょうど今日で１年となりますが、台風１９号の災禍に見舞われ、本組合におきましても、林道等、復旧のための多額の負担と森林整備のあるべき姿、その大きな課題に直面する結果となりました。森林が持つ公益的機能、とりわけ治山・治水の取り組みに既存の制度を活用するなど、これまでも重点的に進めてまいりましたが、さらに一層、強い気持ちを持ち森林保全、災害防除を意識して、その対策を進めていく考えであります。

このような中、各市町におきましては、国からの森林環境譲与税の配分を受

け、新たな森林経営管理、環境整備の取り組みが進められております。この制度は、当組合の森林整備の在り方に直結し、かつ、大変有益な取り組みでありますので、さらに関係市町との連携を深め、効果的な推進を図ってまいります。

令和２年度に入り、新型コロナウイルス感染症の流行により私たちの生活と社会経済が大きな打撃を受けましたが、一人ひとりが力を合わせることで、この難局を乗り越えることができると存じます。引き続き、気を緩めることなく、感染拡大防止と社会経済活動の両立を確実に進めてまいりたいと思います。

朝晩の冷え込みも進み、秋の深まりを感じる季節となつてまいりました。議員の皆様におかれましては、今後共、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに十分健康にご留意され、御健勝にて、益々ご活躍されますよう心からご祈念申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長(石渡光一君)これをもちまして、１０月定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(午後３時４３分 閉議)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

令和2年10月12日

議 長

石渡 光一

会議録署名議員

鈴木 健一

会議録署名議員

長澤 務